

知って得する!

法律コラム



弁護士 大竹裕也

公平な相続を実現するための「特別受益」のお話

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

1 はじめに

よつば総合法律事務所の大竹です。

共同相続人の中に、被相続人から生前に財産を贈与された方がいる場合などに、相続できる財産の金額が同じだと不公平が生じてしまいます。このような相続における不公平を是正するための制度が、「特別受益」です。

今回は、特別受益がどういったものなのか、具体的な事例を交えながら解説します。

2 「特別受益」とは？

特別受益については、民法903条以下に規定があります。同条1項によれば、共同相続人の中に、①被相続人から遺贈を受けた者がいる場合、②婚姻、養子縁組のため、もしくは生計の資本として贈与を受けた者がいる場合に、贈与(遺贈は除く)された財産の価額を相続財産に加算し、各相続分から各人が遺贈又は贈与を受けた価額を差し引いて、相続分を算定することになります。

3 特別受益の具体的な計算方法

上記の説明のみでは理解が難しいため、具体的なケースに基づいて計算方法を紹介します。

(事例)

- ・Aは財産5000万円を残して亡くなった
- ・Aの相続人は、妻B、長男C、長女D、次男Eの4人(法定相続分はBが1/2、C・D・Eがそれぞれ1/6ずつ)
- ・Aは長男Cに事業用資金として800万円を生前贈与していた
- ・Aは長女Dに婚姻の際の持参金として200万円を生前贈与していた
- ・Aは次男Eに100万円を遺贈した

(具体的な相続分の計算方法)

- ①贈与(遺贈は除く)された財産の価額を相続財産に加算
5000万円+800万円(長男Cへの贈与)+200

万円(長女Dへの贈与)=6000万円

②各相続分から各人が遺贈又は贈与を受けた価額を差し引く

妻B 6000万円×1/2=3000万円

長男C 6000万円×1/6-800万円=200万円

長女D 6000万円×1/6-200万円=800万円

次男E 6000万円×1/6-100万円=900万円

上記の事例における計算をみるとわかるように、C・D・Eがそれぞれ遺贈や贈与を受けた金額に具体的な相続分を加えると、全員が1000万円ずつ受け取っていることとなります。このように、特別受益を考慮して相続分を計算することで、共同相続人間での公平が図れることとなります。特別受益の算定は、相続開始時に残存している額ではなく贈与額に基づいて計算されます。なお、遺贈や贈与によって相続分以上の金額の財産を受け取っている場合には、相続によって財産を取得することは認められません(民法903条2項)。

4 持ち戻しの免除

特別受益のある相続人は受け取る相続財産が必ず減るのかというと、実は例外があります。被相続人が遺言などで「これまで〇〇(特定の相続人)にした生前贈与による特別受益の持ち戻しについては、全て免除する」などの意思表示をしていた場合には、上記3のような計算は行われません。これを「持ち戻しの免除」といいます(民法903条3項)。相続の場面では被相続人の最終的な意思が尊重され、特別受益についてもこの意思が重視されている、というわけです。

5 おわりに

今回は、相続における特別受益について解説しました。実際の場面では、「生計の資本」としての贈与に該当するかなど、特別受益には難しい問題があります。現実の相続で特別受益に当たるか否か判断しかねる場合には、弁護士などの専門家に相談することをおすすめします。